

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷四第

行發日一月六年六正大

論說

中壽ノ説(二).....	法學博士	財部 靜治
奢侈税ノ本質及其構造.....	法學博士	神戶 正雄
『座』ノ研究(三、卷).....	文學博士	三浦 周行
東洋ニ於ケル古代ノ社會政策.....	瀧本 誠一

時事問題

船腹調節策.....	法學博士	戶田 海市
禁輸及關稅ニ依ル包圍攻撃.....	法學博士	神戶 正雄
米國ノ勞働缺乏ト日本移民.....	米田庄太郎

雜錄

Utilityノ譯語ニ就イテ.....	法學士	小島 祐馬
海上保險發展史ニ關スル一異説.....	法學士	小島 昌太郎
山片幡桃ノ米價論.....	法學士	本庄 榮治郎
精神的活力ト年齡.....	法學博士	河上 肇
佛領亞弗利加植民地鐵道ノ現在及將來.....	山本 美越乃
Ch. Boothノ死ヲ聞キテ.....	法學博士	財部 靜治

奢侈税ノ本質及其構造

神戸 正雄

緒言

第一段 奢侈税ノ本質

其一 奢侈税ノ定義

其二 奢侈税ノ範圍 (一) 最狭ク解スルモノ、(二) 稍廣ク解スルモノ、(三) 最廣ク解スルモノ)

其三 奢侈税ノ地位 (一) 直接税トスルモノ、(二) 間接税トスルモノ、(A) 従率税ノ意義ニテ(B) 給付相手ノ間接捕捉ノ意義ニテ、

(三) 區別標準次第ニテ直接税トモ間接税トモスルモノ)

第二段 奢侈税ノ構造

第一 奢侈税ノ課税方法 (一) 従来ノ方法(A) 各箇物體ノ消費又ハ使用者ニツイテ課税スル方法(B) 各箇物體ノ生産者ニ就イテ

課税スル方法(C) 各箇物體ノ經濟交通ニ際シテ課税スル方法——(イ) 印紙課税方法(ロ) 關稅賦課方法 (二) 予ノ私案)

其二 奢侈税ノ課稅權者 (一) 國稅ニ適ストスルモノ、(二) 國稅ヨリモ寧ロ地方稅ニ適ストスルモノ、(三) 配賦税トシテ適當ス

ルヤ)

其三 奢侈税ト租稅體系

其四 奢侈税課税ノ時

其五 奢侈税收額ノ使途

緒言

前號ノ姉妹論文ニハ奢侈稅ノ當否辯難ヲ説イタ。併シ未タ其本質并ニ構造ニ説キ及バナカツタ。茲ニ敢テ之ヲ説イテ前者ノ足ラザル所ヲ補足シヤウト思フ。前文ニモイフ如ク本稅ノ正當必要ナルコトハ多ク人ノ認ムル所デアリ、特ニ予ノ如クニ給付能力ヲ解スルニ於テハ、尙更ラ此稅ニ重要ヲ認メナケレバナラヌガ、唯併シ其適當ナル構造方法ノ見附カラヌガ爲メニ、切角ノ良稅ガ不良稅タラザルヲ得ザルノ情態ニ在ル。洵ニ惜シムベキコトデアアル。茲ニ於テカ予モ聊カ此點ニツキ特段ナル思索ヲ試ミタルノ故ニ、敢テ今之ヲ披瀝シ併セテ之ト關聯シテ此稅ノ本質ニ對シテモ若干ノ説明ヲ試ムルコトトスル。

第一段 奢侈稅ノ本質

其一 奢侈稅ノ定義

奢侈稅トハ奢侈的支出又ハ奢侈的支出物體ニ課スルノ稅デアアル。普通ニハ奢侈的支出ノ物體及享樂ニ課セラルル所ノ諸多ノ稅ノ總名トイフガ(註一)、諸多ノ稅ノ總名ナドイフコトハ言ハヌガ良イ。現在デコソ普通ニ數種ノ物體ニ課稅セラルル所デハアルガ、之ヲスヘテ統一的包括的ニ課稅

スルコトモ出來、然ルトキハ此總名ナドイフ詞ハ當ラザルコトナルカラ。

(註一)例之、へつけるハ奢侈税トハ或國民ニ於ケル平均的欲望ヲ超ユル所ノ支出ノ物體及享樂ニ課セラルル所ノ諸多ノ税ノ總名デアルトイヒ、まむろーニハ奢侈税ノ名ノ下ニ、平均的慾望ヲ超ユル所ノ支出ノ物體及享樂ニ課セラルルコトヲ共通トスル支出税ノ數多ノモノガ總括セラルトイフ。²⁾

其二 奢侈税ノ範圍

奢侈税ノ中ニ何ヲ包括セシムルカニ就イテハ、從來學者間ニ區々ナル考ガ行ハルル。予ガ私案トシテ後段ニ述フル如キ構造ノ奢侈税ハ未ダ實際ニ行ハレザル所故、今暫ラク措キ、茲ニ是レ迄最普通ニ行ハレ來タ税ノ中デハ何ヲ奢侈税トシテ數フルカニツイテノ異リタル學者ノ意見ヲ分類シテ見ルト左ノ如クデアル。

(一) 最狭ク解スルモノ ハ直接ニ課徴セラルル所ノ使用税ノ中ヨリ住居税ヲ除キタルモノヲ指ス所デ、此ガ最廣ク行ハルル。へつける、えーべるひヲ初メ多ク³⁾人ノ探ル所デアル。斯ノ如キ税ノ中ニ就キテモ更ラニ各學者ガ獎ムル所ノ税目ニハ廣狭多少ガアツテ、寧ロ少數ノ課税シ易キモノニ限ルノガ通例デアル。

(A) 少キハういるとノ如キデ、馬車、馬、犬、僕婢、囃鳥ノ五種ノ物ニ對スル税ヲ舉グルノミデアル。⁴⁾

1) Heckel, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. II. S. 286.

2) Mamroth, Luxussteuern, in Conrad's Handwörterbuch. 3 Aufl. VI. S. 546.

3) Eheberg, Finanzwissenschaft. 9 Aufl. S. 388. Heckel, a. a. O. S. 280.

4) Bilinski, Die Luxussteuer. S. 63.

(B) 稍多クヲ舉クルハ例之こんらードノ如キデ、車、馬、犬、僕婢、金銀什器、公ノ娛樂、演劇、俱樂部、玉突臺、骨牌、自轉車ノ十一ヲ舉クル。(註二)。

(註二) 之ト類似ナルハえーべるひ(車、馬、犬、僕婢、金銀什器、娛樂、俱樂部、娛樂方便、自轉車、自動車、まむろーと(車、馬、犬、僕婢、金銀什器、一定ノ社交的娛樂、玉突臺、自轉車、自動車)へつける(車、馬、犬、僕婢、俱樂部、玉突臺、びあの、鶯、自轉車、自動車、紋章)テアル。⁶⁾

(C) ぐらーふハ普通ノ方法ヲ探ラズ間接的課稅方法ヲ獎ムル所デハアルガ、兎モ角此奢侈稅ノ爲メニ出來ルダケ廣ク奢侈品ノ全體ノ種類ノ代表ト見ラルヘキ各箇ノ奢侈品ヲ選ンデ其物體トシヤウト爲シ、其ニ於テ或物ニ課稅シ他ノ物ニ課稅セザルコトナルノハ畢竟租稅技術上ノ理由ニ出ヅルトイヒ、而シテ其全體ノ奢侈ヲ四大別シテ(1)衣服ニ於ケル奢侈(2)住居ニ於ケル奢侈(3)裝飾品攜帶ニ於ケル奢侈(4)遊戲娛樂ニ於ケル奢侈トシ、乃チ此等ノモノノ代表物ニ課稅スルコトトシ、第一種ノ代表物トシテ天鵝絨、絹、緞子、精巧ナル織物、護謨靴、しるくはつと、革手袋ヲ、第二種ノ代表物トシテ帷帳、リのりうむ、絨氈、第三種ノ代表物トシテ金銀、寶石、海泡石、琥珀、第四種ノ代表物トシテ自轉車、自動車、玉突臺、鐵砲、乘馬、繪はがきヲ舉グル。⁷⁾之ニ依レバ衣服及裝飾品ノ方ハ非常ニ多様トナツタガ、僕婢、社交、演劇ノ如キガ課稅サレザルダケニ於テハ(B)ニ於ケルモノヨリモ狭イトイハナケレバナラヌ。(註三)

(註三) しえふれイガ衣服、家具、珍奇品、裝飾品、化粧品器具、室内奢侈等ニ現ハルル所ノ全使用財産(Nutzungsvorteil)ヲ間接稅的ニ課稅シヤウトイフノモ、結局ハぐらーふト同一ニ歸スル。全トイツタテ、到底總ヘテテ盡スコトハ出來難カラウ。

5) Conrad, Grundriss. Finanzwissenschaft. 2. Aufl. S. 116.

6) Eheberg, a. a. O. S. 388. Mamroth, a. a. O. S. 546. Heckel, a. a. O. S. 290-5.

7) Graf, Das Problem der Luxussteuern. S. 288.

8) Schäffle, Steuern. Besonderer Teil. S. 336.

(二) 稍廣ク解スルモノハ住居税ヲ含メタル直接課徴ノ使用税ヲスベテ奢侈税トスルモノデアル。例之ろつしあーノ如キデアル。⁹⁾ びりんすきモ亦タ少クトモ消費者ニ於テ課セラル所ノ奢侈税トシテハ、住居、僕婢、馬車及馬、犬ノ税ヲ舉グル。¹⁰⁾ 併シ此住居税又ハ屋賃税ハ上流者ニ對スルダケデハ奢侈税トモイヘルガ、下層階級ノ分ハ必需品税トイハナクレバナラス。随ツテ全體上ハムシロ之ヲ奢侈ニ對スル税トセズシテ、一般的必需品ニ課スル税ト見ルヘキデアル。

(三) 最廣ク解スルモノハ右(二)ニイヘルモノノ外ニ、狹義消費税又ハ間接消費税中ノ奢侈品ニ課スルモノ例之酒煙草税ノ如キヲ込メテ奢侈税ヲ解スル。例之あだむすみすデアル(註四)。尤モ酒煙草ノ如キハ少クトモ今日ノ文明國デハ奢侈品トイフヨリハ、一般的必需品トイフ方ガ當ツテ居ル。之ガ税ヲ奢侈税ニ加エヌ方ガ良イ。

(註四) あだむすみすハ斯ノ如キモノトシテ、麥酒(英國ニテ)、葡萄酒(葡萄牙國ニテモ)、煙草、茶及砂糖(英國、和蘭ニテ) ちん(これ一と(西班牙ニテ)ヲ舉グル。¹¹⁾

其三 奢侈税ノ地位

奢侈税ガ直接税カ間接税カトイフコトハ此税ノ性質ヲ明カニスル上ニ最興味アル問題デアル。勿論問題トナルノハ從來最普通ニ行ハレタル消費者ノ處ニ就イテ取り立テル所ノ馬、車、犬税ノ如キ最狹キ範圍ノ奢侈税ニツイテデアル。予ノ後ニ提案スルガ如キ奢侈税ガ直接税タルコトハ殆ンド問題トナラナイ。

9) Roscher, System der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. II. S. 73.

10) Bilinski, a. a. O. S. 142 ff.

11) Adam Smith, Wealth of Nations. Bk V. Chap. II. Art. IV.

(一) 直接税トスルモノ 例之へつけるハ本税ヲ直接支出税ノ一トシテ、住居又ハ屋賃税ト對立シテ居ル¹²⁾。此ハ畢竟負擔ノ直接間接カラ見定メタノデアアル。此ニモ轉嫁ノ行ハルル場合アリトモイヘルガ、併シ其ハ負擔ノ直接間接ニ於ル直接間接税ノ分類其モノノ缺點デアツテ已ムコトヲ得ナイ。

(二) 間接税トスルモノ

(A) 臺帳税從率税ノ意義ニ於ケル直接間接税ノ分類カラ 或ハ行政實際ハ本税ヲ從率税トシテ間接税ニ數フルトモイフガ、併シ實際夫ノ馬、車等ハ永續的ノ事物デ、之ガ税ハ臺帳ニ基キテ課スルコトトナリ得ルカラ、此標準ヨリシテ寧ロ却ツテ直接税トイフコトモ出來ル。タゞ芝居切符税、舞踏會催税ノ如キヲ此ニ入ルルト、此丈ケハ從率税トシテ間接税トスルノ外ハナイ。

(B) 給付能力ノ直接間接捕捉ノ意義ニ於ケル直接間接税ノ分類カラ 例之びりんすきノ如キハ正シキ定義ニ依レバ、總ベテノ想像スベキ奢侈税ハ皆ナ間接税トイハナケレバナラス。何トナレバ本税(否ナ凡ベテノ消費税)ハ所得ヲ直接ニ税スルノデナクテ、其ヲ奢侈品ノ媒介ニヨリ間接ニ税スルカラトイフ所デアアル。¹⁴⁾ 此見解ヨリスレバ所得税ノミガ直接税デ、他ハ大抵間接税トイフコトトナラナケレバナラス。普通ノ見解トハ異ルガ、一家見デハアル。

(三) 直接間接税ノ區別標準次第デ直接税トモ間接税トモイフヘシトスルモノ 即チ擔税指定者ニ負擔ガ直接ニ掛ルカ間接ニ掛ルカヨリイヘバ、直接税デアルガ、給付能力又ハ所得ヲ直接ニ捕捉

12) Heckel, a. a. O. S. 280, 286.

13) Mamroth, a. a. O. S. 546.

14) Bilinski, a. a. O. S. 139.

スルカ否カヨリイヘバ間接税也トイフノデアアル。是モ一ノ特殊ナル見方デアアル。例之まむろいと、
ほつくノ如シ(註五)。

(註五)まむろいとハ曰ク、奢侈税ハ理論上、區別特徴次第ア或ハ直接税トセラレ、或ハ間接税トセラルル。給付能力ヲ直接ニ
捕捉スルモノヲ直接税トシ、間接ニ捕捉スルモノヲ間接税トスルトキハ、此税ハ間接税トスヘク、徴收方法ニ依レバ殆ンド
例外ナク、直接税ト稱セナケレバナラヌデアラウ。何トナレハ此税ハ通例之ニヨリ課税セラルヘキ人ヨリ直接ニ徴收セラル
ルカラト。ほつくハ曰ク、直接使用及消費税ハ直接税ノ性質ヲ有スル。即チ國家ノ考ニヨレハ實際課税スヘキ者ヨリ直接ニ
要求セラルル。併シ又此ガ所得又ハ一定種ノ所得ノ割合ニテ課セラレナイデ、支出(其ヨリ人が間接ニ所得ノ大サヲ決定ス
ル所)ノ割合ニテ課税セラルルノ故ニノミ間接税デアアルト。¹⁶⁾

第二段 奢侈税ノ構造

其一 奢侈税ノ課税方法

奢侈税ヲ如何ナル方法ニテ課税スルカハ最興味アリ又最大切ナ問題デアアル。随ツテ十分熱心ニ
吟味シ研究スヘキ問題デアアル。之ニツキ先ツ從來實際ニ行ハレ又ハ學者ニヨリ唱ヘラレタル所ノ
モノヲ檢シ、然ル後予ノ私案ヲ述ベヤウ。

(一) 從來ノ方法

(A) 各箇物體ノ消費者又ハ使用者ニ就キテ課税スルノ方法 此ハ現ニ頗ル廣ク行ハルル所デア

15) Mamroth, a. a. O. S. 546.

16) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 174.

ル。尤モ此方法ニ依リテハ凡ベテノ奢侈物體ニツイテ課税スルコトハ出來難イ。一般強制家財保
 險デモ存在シタラ餘程廣ク行ハレヤウガ(註六)、此ガ既ニ六箇數イノミナラズ、假令此ガ行ハレテ
 モ、尙ホ家財以外ニ於ケル奢侈ニハ及ブコトノ出來ナイ缺點ヲ免レヌ。デ今日ハ唯ダ重ナル顯ハ
 レタ物デ隱匿ノ難キモノニ就イテ行ハルルノミデアアル。而モ兎モ角斯カルモノニ就キテ見ルト、
 ムシロ此課税方法ノ方ガ他ノ間接的方法ヨリモ適當シテ居ル。同一物ガ使ヒ方ニヨリ奢侈物トナ
 リ、又ハ奢侈物トナラザルノヲ區別スルニ於テ此方法ノ方ガ適當シテ居ル。著シキハ馬ヤ車ヤニ
 就イテノ如キデアアル。

(註六)しえふれーハ曰ク、此税ノ消費者ニ於ケル課税ハ一體強制動産保險ガ存セザル以上ハ可能テナイト^{c17)}

(B) 各箇物體ノ生産者ニ就イテ課税スルノ方法 前ノ直接課税方法デハ、極少數ノモノニ就テ
 ノ外實行困難ナルノ故ニ、廣ク色々ノ奢侈物ニ就イテ行フガ爲メニ此方法ガ考案セラレタ。即チ之
 ニ依ルト奢侈物トシテ指定サレタル物ノ生産者ノ賣上高ノ申告ニ基キテ課税スルノデアアル。ビク
 んすきニ依レバ、其物ノ生産者ニ前年中ノ其賣上高ヲ申告スルノ義務ヲ負ハストイフノデアアル。¹⁷⁾ 斯
 カル申告制ハ一見スレハ到底不正權デ不都合ノヤウデアアルガ、此ガ行ハルルコト久シキニ及ベバ、
 監督方法モ次第ニ完全トナルカラ、¹⁸⁾ 決シテ心配ニ及バヌ。謂フ所ノ如キ申告制不完全ニツキテノ
 心配ハ、夫ノ所得税ノ申告制ニツキテモ其行ハレタル初メニ當テハ存在シタ所ニ外ナラヌ。例之

17) Schäffle, Grundsätze der Steuerpolitik. S. 390.
 18) Bilinski, a. a. O. S. 159-160.
 19) Graf, a. a. O. S. 289.

一八一〇年普魯西ニ於テ時ノ賢相はるでんべるひスラ之ヲ以テ『不斷ノ糾問』ニ比シタ程デアル。然ルニ今ハ早ヤ此所得税ノ申告制ニツキテ疑ヲ懷クモノハナイ。此ガ今日完全ニ行ハレテ居ルトハイヘナイニセヨ、堪ヘラレナイ程デアライコトハ確デアアル。以テ賣上高申告制ヲ推スコトガ出來ル。又此賣上高申告制ハ既ニ營業税ニツキテモ或國例之日本デハ不完全ナガラ行ハレテ居ル所ニ外ナラナイ。愈々以テ其實行スヘカラザルモノデアライコトガ明カデアアル。

(C) 各箇物體ノ經濟交通ニ際シテ課税スルノ方法

(い) 印紙課税方法

しえふれーニ依レバ、商人ガ其物ヲ消費者ニ賣却スルノ際ニ課税スルノデ、商人ヲシテ買手ニ印紙貼用ノ計算書ヲ、又ハ現金拂ノトキハ印紙貼用ノ受取書ヲ渡サシムルノデアアル。²¹⁾尤モ彼ガ絶對ニ之ヲ勸メタノデハナイ。單ニ非常ナル財政困難ノ時ニカ、又ハ廢止スヘキ他ノ不良ナル消費税及手數料ノ代用トシテカノミニ勸メタ。²²⁾此方法ニハ脱税ノ危險可ナリ大イガ、其ハ相當ニ取締ルノ外ハナイ。最近ニ至リふあぶあらいゆガ佛國ノ戰時財政ノ爲メニ類似ノ案ヲ立テタ。此ハ特定ノ物體又ハ消費ノ小賣代金支拂額ノ一割ノ比例印紙税ヲ取ラウトイフノデ、此ガ或ハ其物體上ヘノ印紙貼用ニヨリ、或ハ切取帳ヨリ破リ取ラレタル受取書ノ交付ニヨリ、或ハ行政官廳ノ認ムル帳簿上ノ記入ニヨリ、或ハ其他ノ法定ノ形式ニヨリ行ハルル。而シテ指定奢侈品又ハ奢侈消費ノ最低價值トシテ多クノモノニハ五ふらん、其他ノモノニハ物ニヨツテ二十

20) Mammoth, a. a. O. S. 553.

21) Schäffle, Steuerpolitik. S. 398.

22) Schäffle, Steuerpolitik. S. 399.

五ふらん、百ふらん、一千ふらん、二千ふらん等ノ差等ガ設ケラレタ。²³⁾

(る) 關稅賦課方法

例之らうハ容易ニ課徵サレ得ル處、即チ關稅ニ於テノミ奢侈稅ガ勸ムハ

シトイフテ居ル(註七)ガ、此ハ餘リニ課稅ノ便宜ニ重キヲ置キ過ギタルモノデアアル。關稅ダケデ

ハ外國ヨリ輸入サレザル其國固有ノ奢侈品ニハ課稅セラルルコトノ出來ナイトイフ缺點ガアル。

(註七) 尤モ彼モ關稅ノミチ勸ムルモノテナイ。國費大ニ且ツ多クノ富者ノ生活スル所デアハ、直接奢侈稅ヲモ許シテ居ル尙ホ²⁵⁾

使用稅隨テ奢侈稅ガ現ニ關稅ニテモ取ラレ居ルコトニツキテハしえふれ一モ明ニ之ヲ認ム²⁶⁾

(二) 予ノ私案 予ハ消費者又ハムシロ支出者ノ處ニテ一定ノ申告ヲ爲サシムルノ制ヲ勸ムル。即

チ夫ノ所得ノ申告ト同時ニ、其新放資ノ申告ヲモ爲サシメ、仍ツテ以テ自ラ其奢侈的支出ヲ決定スルコトヲ得セシムルガ可ト思フ。(但シ此方法ヲ行フニハ、所得及放資ハ豫算額トイフ譯ニ行カヌ。

租稅賦課年ノ前年ノ分ヲ申告セシムルコトトスヘキモノデアアル) 勿論他面ニ於テハ其國其時ニ於

テ相當ト認ムヘキ生活必要額、今日普通ニ『最小活資』ト稱セラルルモノヲ法定シ置キ、各人ノ所得中ヨリ此最小活資ト新放資額トヲ控除シタルモノヲ以テ奢侈的支出ト見做シテ、之ニ一定ノ累

進的課稅ヲ爲スヘキデアアル。尤モ此最小活資ニツキテハ各人ニ千遍一率トスルニ及バヌ。但ダ嘗

テ予ガ最小活資ノ免稅問題ニツイテ論ジタトキニ唱ヘタ如クニ、家族ノ數、重病ノ有無等ヲ斟酌

シテ差等ヲ附スルコトハ良イガ、人ノ社會上ノ地位ニヨツテ區別ヲ爲スヘキモノデハナイ、又此²⁷⁾

ニ放資トシテ申告スヘキモノハ收益財産ニ置カレタルモノ丈デ、享樂財産ニ固定サレタルモノヲ

23) Favareille, Un impôt sur les dépenses somptuaires. (Revue politique et parlementaire. (10. Février, 1917.) p. 208. 210-212.)

24) Rau, Grundsätze der Finanzwissenschaft. 5. Aufl. II. S. 227.

25) Derselbe, ebenda. S. 229.

26) Schäffle, Steuern. B. T. S. 325-6.

27) 最小活資免稅ヲ論ズ (經濟論叢三卷六號三八頁以下)

除外シナケレバナラス。預金、株債券、田畑、工場機械等ニ放下サレタルモノハ收益財産ニ向ケラレタルモノトシテ明瞭デアルガ、住屋家具ニ至テハ之ヲ自家用ニ供スレバ享樂財産トナリ、隨テ申告ヨリ除外サルヘキモノデアリ、之ヲ貸付用トスレバ少クトモ所有主ノ私經濟上ハ收益財産トナルカラ、矢張り放資トシテ申告スヘキモノデアル。但シ一旦貸付用トシタルモノヲ自家用ニ供シ換エタ場合ニハ、其レダケヲ其年(自家用ニ供シタ年)ノ課稅部ニ加算シテ、以テ其實ハ自家用ノ住屋家具ヲ買收シツツ一時之ヲ貸付用トスルコトニヨリテ課稅ヲ免レントスルモノヲ抑エナケレバナラス。(一旦自家用トシタモノヲ貸付用ニ供シ換エタ場合ニハ、其ノ之ヲ供シ換エタ年ノ新放資トシテ申告スヘキモノトスルコト勿論デアル。但シ此放資額カ其人ノ其年ニ於ケル他ノ關係カラ計算サレタル課稅部ヲ超過スル場合如何トイフニ課稅ノ便宜上其超過分ダケハ之ヲ斟酌シナイコトトスルノ外ハナイ。)尙又家具ノ如キモノハ家具貸付ヲ業トスル者ノ其ノ外ハ、凡ヘテ收益財産ト認メズ、享樂財産ト見做スノ外ハナイ。課稅技術上ハ斯克セザレバ不便デアル。兎ニ角右ノ如クニシテ奢侈ヲ課稅スルコトトナレバ、夫ノ申告サレタル所得ガ先ツ正シキモノト假定シテ、其中指示證明スヘキ放資ニ向ケラレザルモノニシテ、最小活資ヲ超ユル部分ハ凡ベテ奢侈ト見做シテ課稅スルモノ故、箇々ノ物體ニ課稅スル從來ノ奢侈税ノ如キ徵稅上ノ弊害ハ少クテ濟ム。比較的容易ニ、公平ナル課稅ヲ爲スコトガ出來ル。奢侈の支出物體ヲ取締ルノデハナクテ、生産營利的ナル物體ニ就テ詮議スルガ故ニ苦情モ少カルヘキ譯デアル。

其二 奢侈税ノ課税權者

奢侈税ヲ國税トスルガ適當カ地方税トスルノガ適當カニ就イテハ若干ノ異説ガアル。多クハ之ヲ地方税ニ適ストスルモノデアルガ、予ノ如ク奢侈税ニ給付能力ニ基ク課税トシテ根本的重要ヲ認メ、且ツ各箇ノ奢侈物體ヲナク、全奢侈的支出ニ統一ナル課税ヲ爲スノ方法ヲ探ル以上ハ、此ガ國税トシテ適當ナルコト論ヲ待タヌ。併シ之ト同時ニ地方税トシテモ適當シテ居ル。試ミニ之ニ關スル諸學者ノ説ヲ分類スルト左ノ如クデアアル。

(一) 國税ニ適ストスルモノ 例之(A)あるか一ハ單ニ諸地方奢侈税ガ國税ニモ適ストイフガ(B)しえふれ一ハ其間接税の生産者ノ處ニテ課税セラルル奢侈税ハ大ナル交通物體ノ上ノ税トシテ帝國税トスヘキモノデアリ、齊シク間接税的ナルモ小賣ニ際シテ課セラルルモノノ收入ハ國ト地方團體トノ間ニ分配スヘキモノデアルトイフテ居ル²⁸⁾

(二) 國税ヨリモ寧ロ地方税ニ適ストスルモノ 此説ハ明示ト默示トヲ問ハズ寧ロ直接税的ナル奢侈税ニツイテ爲サルル所デアアル。中ニ就テモ或ハ(A)單純ニ此ガ國税ヨリモ地方税ニ適スト爲シ(註八)、或ハ特ニ使用者ニ於ケル直接消費税トシテノ本税ガ地方税ニ適ストイフ(註九)。孰レニモセヨ其理由ハ國税トシテハ其收入ノ過小ナルコト、并ニ其物體ノ使用事情、收入事情及警察關係ガ國內ノ場所ノ異ルニヨリテ相違アルコトニ在ル(註一〇)、更ラニ又(B)本税ヲ地方税トシテモ特ニ(イ)市ニ(註一一)、特ニ又(ロ)大ナル市ニ適ストイフモアル(註一二)。其ノ市又ハ特ニ大ナル市ニ適スト

28) Walcker, Finanzwissenschaft. S. 99.

29) Schäffle, Steuern. B. T. S. 338-9.

セラルルハ、其ノ此ニ於テ物體ノ使用事情及警察關係カラ徵稅上便利ナルモノアルト、一層收入ノ豊富ヲ期セシムルトニ在ル。

(註八) 例之まむろーミハ奢侈税ハ國家財政ヨリモ市町村財政ニ適スルトイヒ、ふいすちんぐハ此ガ特ニ地方税ニ適ストイヒ、³⁰⁾ こんらいごハ此税ガ國税トシテハ重要ヲ要求スルコト能ハヌテアラウトイヒ、³²⁾ ばすてーぶるハ此税ハムシロ地方税トシテ認ムヘク、國税トシテハ不適當デアルトイフ。³³⁾

(註九) 例之ろつしあーハ曰ク、消費者ノ處ニテ課セラルル所ノ使用税ハ寧ろ口市町村ニ適スルト。³⁴⁾ しえふれーハ曰ク、奢侈的
使用物ハ特ニ直接地方課税ニ適スルト。³⁵⁾

(註一〇) まむろーミハ此税ガ國税ヨリモムシロ地方税ニ適スルノ理由トシテ(1) 農業デハ車、馬、僕婢ノ如キモノガ主トシテ奢侈的物體テナク、其種々ナル分科ノ經濟(産業)ノ經營ニ用非ラルルコト(反對ニ市アハ此ガ奢侈的ニ用非ラルルコトが多イ)³⁶⁾ (2) 軌近年獨逸等アハ特ニ中大市ニテ富、隨テ奢侈ガ増進シタコト、(3) 市内デハ田舎ニ於ケルヨリモ一層多ク監督ガ公衆ニヨリ補助セラレ、隨テ稅務官廳コリ一層容易ニ取扱ハレ得ルコト、(4) 特ニ市税トシテノ奢侈税ガ警察上ノ性質ヲ取り、間接ニ公共道徳上ニ有益ナル影響ヲ及ホスヲ得ルコトヲ舉ゲル。³⁶⁾ しえふれーハ直接消費税ハ地方團體、特ニ市團體ニ任カスヘキモノトイヒ、其理由トシテ(1) 之ニ伴フ國家警察上ノ目的ガ到ル感ニ(田舎ト市トニテ) 同一テナイコト、(2) 奢侈的所有ガ異リタル場處ニテ(市ト田舎トデ) 同一度ニテハ特段ル租稅力ヲ意味シナイコト(例之、田舎ニテハ馬及人力ノ奢侈的使用ト經濟的使用トガ錯綜スルガ如シ)³⁷⁾ (3) 其消費者ガ地方稅權ニテ一層容易ニ知ラルルヲ得ルコトヲ舉ゲル。³⁷⁾

(註一一) 前註一〇参照

(註一二) びりんすき之ヲ唱フ。³⁸⁾ しえふれーモ亦曰ツ、徵收費大ニシテ、兼テ財政上ノ價值ナキコトノ非難モ、大ナル地方團體ノ地方税トナレバ消失スルト³⁹⁾

(三) 配賦税トシテ適當スルヤ ニツキテハ本税ガ地方税特ニ市税ニ適シテ、田舎税トシテ適セザ

30) Mamroth, a. a. O. S. 553.
31) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 33.
32) Conrad, a. a. O. S. 117.
33) Bastable, Public finance. 3ed. p. 501.
34) Roscher, a. a. O. II. S. 74.
35) Schäffle, Steuerpolitik. S. 387.
36) Mamroth, a. a. O. S. 553.
37) Schäffle, Steuern. B. T. S. 344-5.

ルコト、即チ一國內ノ異地ニヨリ適否ヲ異ニスルコトガ、懸ガテ之ヲ配賦稅トシテ行ハレシムルニモ不適當トイフコトトナル。びりんすきモ亦此ガ配賦稅ニ適セザルコトヲ注意スル所デアル。⁴⁰⁾

其三 奢侈稅ト租稅體系

一部ノ人々例之まうるすノ如キハ本稅ノミヲ以テ租稅體系ヲ作ラウトイフガ、⁴¹⁾此ハ往キ過ギテ居ル。今日各國ニ普通ナルカ如キ巨大ナル國費ヲ本稅收入ノミニテ充タスコトハ恐ラクハ難カラウ。予ハ奢侈稅ニ理論上ハ重キヲ置クケレトモ、未ダ之ノミニテ租稅體系ヲ作ルベシト唱フルニハ躊躇スル。ムシロ今日ハ之ヲ補充スルノ諸多ノ稅ヲ大ニ必要トスルト思フ。

其四 奢侈稅課稅ノ時

二三ノ人々例之ぞんねんふえるす、あいせんはるとハ此稅ヲ單ニ臨時收入源トシテ勸メテ居ルガ、⁴²⁾予ノ如ク此稅ニ根本的重要ヲ認ムル者カライヘバ當ヲ得ナイ。ムシロ經常稅トシテ之ヲ勸ムヘキデアル。

其五 奢侈稅收額ノ使途

本稅收額ノ使途ニツキテハ、之ヲ奢侈的支出ノ性質ニ稽ヘ、之ニ裏面ニ立ツ所ノ貧困者ノ救濟ニ向クヘキモノトイフノ考モアルガ(註一三)、併シ予ノ如ク本稅ニ給付能力上ノ根本的重要ヲ認ムル以上ハ、斯カル使途ヲ指定スルニ及バナイ。ムシロ原則通り一般の經費ニ充ツルノヲ適當トスル。

(註一三) へつけるハ人が此稅ノ收額ヲ慈善又ハ公益的目的ニ使用シタトイフ。⁴³⁾

38) Bilinski, a. a. O. S. 142. 154.

39) Schäffle, Steuerpolitik. S. 388.

40) Bilinski, a. a. O. S. 151.

41) Bilinski, a. a. O. S. 73.

42) Eisenhart, Die Kunst der Besteuerung. S. 182. Sonnenfels, Cit. in Bilinski, a. a. O. S. 49.

43) Heckel, a. a. O. S. 288.